

回																			
覧																			

NPO法人の皆様へ

貸借対照表の公告がはじまります

平成28年度の特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、「資産の総額」の登記が不要※となるかわりに、毎年「貸借対照表」の公告が義務付けられます。（平成30年10月1日施行）
 ※平成30年10月1日までは、「資産の総額」の登記が必要です。

適用時期

平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表について適用されます。
 ただし、経過措置により、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表のうち、直近の事業年度に係るもの（特定貸借対照表）についても、公告しなければなりません。この場合、①施行日までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

貸借対照表の公告の方法

次の①から④の方法のうち、定款で定める方法により、公告しなければなりません。

- ①官報へ掲載
 - ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞へ掲載
 - ③電子公告（法人ホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイトへ掲載）
 - ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示
- ※①・②は掲載料が発生します。

定款変更届出書の提出

貸借対照表の公告を、現行の定款の規定と別の方法とする場合は、定款変更が必要です。
 定款を変更した場合は、次の書類を市民協働推進課へ提出してください。

- ①定款変更届出書（様式第9号）・・・1枚
- ②総会の議事録（謄本）・・・1枚
- ③変更後の定款・・・3部

法改正の詳細は、内閣府NPOホームページをご覧ください。

内閣府NPO 検索

仙北地区ウォーキングロード案内看板 除幕式

7月9日（月）、市は仙北地区ウォーキングロードに設置された案内看板の除幕式を、サンライフ盛岡にて開催しました。

看板を寄附したのは、公益財団法人岩手県予防医学協会（石川育成会長）。除幕式では、仙北地区社会教育福祉推進会の中村一会长をはじめ、仙北地区保健推進員や仙北地区の各町内会長など、約30人の地域住民が見守る中、看板がお披露目されました。

市は、市民の生活習慣病の予防や健康の増進に資するため、市内の各地区にウォーキングコースを設定し、市公式HPにウォーキングマップを掲載しています。

市民活動・地域からの伝言板

町内会やNPOなど、地域で活動している団体からのイベント情報等を紹介します。

第十回 いちょうの実 朗読会

宮澤賢治の作品などを朗読します。
 良い息をし、良い声を響かせ、作品の世界をイメージして声にのせる朗読の素晴らしさ、楽しさをお届けします。（事前予約は不要）

- ・日時 9月28日（金）13時30分～15時30分
- ・会場 西部公民館 地下音楽室（南青山町6-1）
- ・問い合わせ 019-646-2373（千葉 厚子）

町内会やNPOなど、地域で活動している団体からのイベント情報等を紹介します。
 掲載を希望する団体は、市民協働推進課までご連絡ください。（掲載は先着順です。）

つながるわ
 Vol.62

輪・和・WA
 輪・和・WA

発行：盛岡市市民部市民協働推進課
 〒020-8530 盛岡市内丸12-2
 TEL：019-626-7535（直通）
 E-mail：kyodo@city.morioka.iwate.jp
 （平成30年9月発行）

築川地区の魅力を生かした地域づくり

今年7月、築川地区に地域おこし協力隊が着任しましたので、紹介します。

地域おこし協力隊への応募理由

ひとつは、以前から農業への関心があったこと。もうひとつは、築川地区には炭焼きや狩猟など、自然と共生した歴史的背景があるところに惹かれました。地域支援に関わりながら山里暮らしの知恵や技術を身に付けたいと思い、応募しました。

これまでの活動内容

築川老人福祉センターで情報収集をしたり、地元の農家で収穫の手伝いなどを行っています。また、地域資源や伝統文化も勉強しています。地域の様々な活動に参加しているほか、地域でお世話になっている方から、その知り合いの方を紹介してもらいながら人の輪を広げていき、地域に早く溶け込んでいきたいと思っています。

中矢さんから一言

これまで受け継がれてきた農業を支援するとともに、有機農業も推進していきたいです。また、農業と福祉の連携や共同農園の開設など、人が交流する地域づくりを考えています。まずは、「自分がやりたいこと」と「地域が求めていること」の擦り合わせが大切だと思っています。



中矢慶子さん（なかや けいこ）
 岐阜県高山市出身。盛岡市へ転入前は、大阪市に約10年居住。
 平成29年から1年間、兵庫県で農業講習を受講し、有機肥料による野菜栽培などを学ぶ。

何かを始めるには、町内会や行政、民間団体など関係機関との連携は不可欠ですが、その中で自分の役割をいま模索しています。自分にできることは地域で動き続けることだと考えていますので、地域のご意見を伺い、取組の順番を丁寧に整理しながら進んでいきたいです。



祭り復活へ！

～復活に向けた地域住民の想い～

下大ケ生地域では、古くから毎年お盆の時期になると、夏祭りが地元の寺（瀧源寺）で行われていました。

しかし、予算や人手不足、瀧源寺の火事など、さまざまな事情から、毎年恒例だった夏祭りは、平成20年を最後に行われなくなりました。その後は、復活の目途が立つことなく、月日が流れていました。

それから10年目を向かえた今年、地元青年部を中心とした地域住民から、「夏祭りを復活しよう」という声があがりました。

地域の夏の風物詩である祭りがなくなったことへの寂しさと、夏にみんなが集まって賑やかに楽しむ機会があってもいいのではという想いが、心の底にあったそうです。

また、地域おこし協力隊の池内絵美さんが、平成29年度に大ケ生地域に着任したことも、後押しとなりました。

「大ケ生地域を盛り上げたい」という住民の皆さんと池内さんの想いが重なって、今年、夏祭りの復活に向けて動き出しました。

祭りの復活に向けて・・・

10年のブランクと向き合う実行委員たち

8月5日（日）城内集落センターで、実行委員9人による最終打ち合わせが行われました。

19時から21時過ぎまでという遅い時間帯にもかかわらず、実行委員の皆さんは疲れた様子を見せることなく、当日の進行や構成を調整したり、互いの役割分担や連絡事項を確認しあったりするなど、準備に余念がありませんでした。

10年ぶりということもあり、本番の様子がイメージし難いところもあったほか、当時とは住民の人数や年齢層、環境も変化しているため、見直しが必要な部分もありました。

「準備は足りているだろうか」、「どのくらいの人に参加してくれるだろうか」、「進行の順番や時間配分は大丈夫だろうか」、「みんな退屈しないだろうか」など、実行委員の皆さんが頭を悩ませる場面もありました。

しかし、話し合いは停滞することなく、当時の記憶を辿ったり、過去の資料を確認しながら、活発に意見交換が行われ、不安要素を1つずつ解消する中で、時には笑いもあり、終始和気あいあいとした雰囲気で行進することができました。

地域のため、住民のために祭りを成功させたいという、実行委員の皆さんの真剣な想いが伝わってきました。



実行委員の皆さん

大ケ生(おおがゆう)地域

大ケ生地域は、乙部地区の南東部に位置し、大ケ生三山（黒森山、朝島山、鬼ヶ瀬山）の裾野に広がる自然豊かな中山間地域です。

また、同地域には、上大ケ生自治公民館と下大ケ生町内会があり、それぞれの地域活動に取り組んでいるほか、黒森山登山道の整備を合同で行うなど、大ケ生の地域づくりを進めています。

いよいよ本番 8月14日(火)18時～瀧源寺にて

この日は晴天に恵まれ、絶好の夏祭り日和でした。日中の最高気温32度という猛暑にもかかわらず、実行委員の皆さんは、午前中から買出しや機材運搬、やぐらの組立などの準備に汗を流しました。

開始前、準備担当の方が「人集まるかな」とつぶやいていましたが、その心配をよそに、開始時間になると、地域の子どもたちや家族連れの方々が徐々に瀧源寺へ集まってきました。

18時半からは、大ケ生地域の郷土芸能の一つである「城内さんさ踊り」が始まりました。

踊るも自由、観るも自由。一帯に響き渡る太鼓や笛の音色が祭りを盛り上げるなど、集まった皆さんの顔には笑みがこぼれていました。祭りを見ていた地元の方が、「今日は賑やかでいいねえ」と嬉しそうに話をしていました。



準備の様子

打ち合わせでは、焼きそばの味つけや値段設定にも悩みましたが、屋台も盛況でした。



盆踊りの様子

祭りを終えての感想

実行委員長 下屋敷剛さん

今回夏祭りを開催するにあたり、地域の皆様からたくさんのご協力を頂きました。

反省点は多々ありますが、お陰様で久しぶりに地域の皆様やそのご家族が集い、賑やかな場になり、楽しい時間となりました。

地域おこし協力隊 池内さん Information

大ケ生ミョウガ商品開発中

大ケ生地域には、ミョウガ農家さんが多くいます。現在、農家さんの力を借りて、ミョウガ商品の開発を進めています。

大ケ生地域には、アイデアが豊富な人、行動力がある人、調べることが好きな人、営業の仕事が得意な人、料理が上手い人、広報が上手い人など、様々な得意分野を持つ人がいて、力を出し合いミョウガと向き合っています。

まずは「お煎餅」に挑戦中！ 試行錯誤が楽しい日々です。ミョウガを通じて、様々な人が地域と向き合い、今後の大ケ生をつくっていきけるよう、これからも挑戦を続けていきたいと思っています。



池内絵美さん

地域おこし協力隊とは

総務省が推進する制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。盛岡市では、現在9人の協力隊が着任しています。協力隊の活動の様子は、盛岡市フェイスブックで随時、紹介しています。